

令和7（2025）年度精神保健相談（精神保健クリニック）実施計画書

1 目的

「保健所及びその支所における精神保健福祉援助活動実施要領」に基づき、精神障害者の早期発見・早期治療に繋げるため、専門家による精神保健相談を実施する。

2 相談日時〈*完全予約制〉

精神科医師の相談日 ※1 (13時30分～15時30分)		公認心理師の相談日 ※2 (13時30分～15時30分)	
令和7年	4月23日(水)	令和7年	4月11日(金)
	5月28日(水)		5月12日(月)
	6月25日(水)		6月9日(月)
	7月30日(水)		7月14日(月)
	8月27日(水)		<u>8月6日(水)</u>
	9月24日(水)		9月8日(月)
	10月22日(水)		<u>10月10日(金)</u>
	11月26日(水)		11月10日(月)
	12月17日(水)		12月8日(月)
令和8年	1月28日(水)	令和8年	<u>1月9日(金)</u>
	2月25日(水)		2月9日(月)
	3月25日(水)		3月9日(月)

※1 原則、第4水曜日

※2 原則、第2月曜日

12月は第3水曜日 8月第1水曜日、10月・1月は第2金曜日

3 相談場所 栃木県今市健康福祉センター1階 研修室等
日光市瀬川51-8

4 実施主体 今市健康福祉センター

5 専門家 (1) 精神科医師
(2) 公認心理師

6 相談対象者

- ① 精神疾患のことで悩んでいる方
- ② アルコールや薬物のことで悩んでいる方
- ③ 認知症のことで悩んでいる方
- ④ 人との関わり方で悩んでいる方（家庭、職場、近隣等）
- ⑤ 思春期のことで悩んでいる方（不登校、性の悩み、家庭内暴力、拒食過食等）
- ⑥ 身近な方を亡くされ悩んでいる方
- ⑦ これらの方のご家族で悩んでいる方